

農業委員・農地利用最適化推進員を募集します

農業委員会は、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上を支援するための事務を行う組織です。

現職の農業委員会委員が7月31日をもって任期満了となるため、次期農業委員および農地利用最適化推進委員の募集を行います。 **【農業委員会事務局】**



◆募集要件

◇農業委員

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる人。

◇農地利用最適化推進委員

農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人。

※破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人および禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人は除きます。

◆主な職務内容

◇農業委員

- ・農業委員会での農地の権利移動の認可などに関する審議
- ・農地などの利用の最適化の推進

◇農地利用最適化推進委員

- ・農業委員会での農地の権利移動の認可などに関する審議にあたっての意見具申
- ・担当区域における農地などの利用の最適化の推進に関する現場活動
- ・地域の農業者などの話し合いの推進

◆選任方法

◇農業委員

農業委員候補者評価委員会が、書類選考（必要に応じて面接などを行う場合があります）を行い、市議会の同意を得て市長が任命します。

◇農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が、書類選考（必要に応じて面接などを行う場合があります）を行い、農業委員会が決定します。

◆任期

◇農業委員

8月1日～令和6年7月31日

◇農地利用最適化推進委員

委嘱をした日から令和6年7月31日

◆募集人数

◇農業委員

11人

◇農地利用最適化推進委員

14人

◆募集期間

3月15日(月)～4月14日(水)

(土・日曜、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

◆推薦または応募方法

農業者や地域団体などから推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法があります。募集要項をご覧ください。

※募集要項および申込書は、農業委員会事務局または市ホームページで入手できます。

◆その他

農業委員および農地利用最適化推進委員は公務員となり、その職務には守秘義務が生じます。

◆提出先・問い合わせ

農業委員会事務局（農林振興課内）

☎33-1503



農業に関わってみませんか

近年、橋本市では農業者の高齢化などにより農業の担い手が不足し、遊休農地が増加しています。そのため、市では農地を取得するための要件を緩和するなど農業への窓口を広げ、多くの人が農業をできるように取り組んでいます。

また、農業を行いたいという意欲的な農業者を育て、専門的な農業者として認められた「認定農業者」を増やし、リーダーとなってもらうことで橋本市の農業を強化していきます。 **【農林振興課】**



下限面積を緩和しました

●下限面積とは

耕作目的で農地の売買や賃借を行おうとする場合、農業委員会の許可を得ることが必要です。この許可を得るためには、権利取得後の農業経営面積の合計が一定面積に達している必要があり、この面積を「下限面積」といいます。

●変更後の下限面積

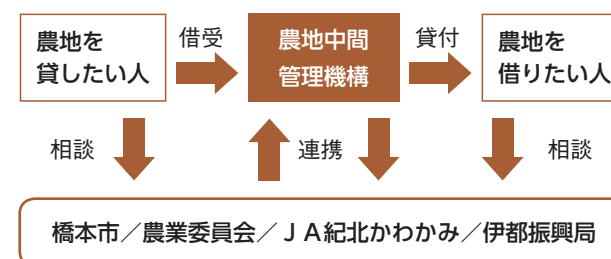
農地を取得しやすくするために、下記のとおり下限面積を緩和しました。

また、空き家に付随した農地を取得しやすくすることで、市外からの移住・定住が促進され、遊休農地解消につながることから、別途、下限面積を設定しました。

区 域	下限面積
橋本市全域 (0.01アール区域を除く)	20アール (2,000㎡)
橋本市全域で橋本市空家バンクなどに登録された空き家に付随する農地で、農業委員会が定めた要件を満たすもの	0.01アール (1㎡)

農地中間管理機構を活用してみませんか

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、農業の経営規模拡大や新規就農を考えている人に貸し出す組織です。行政が貸借のサポートを行うので安心です。



認定農業者になりませんか

●認定農業者制度

農業経営のスペシャリストとしてがんばっているとする農業者が立てた「農業経営改善計画」を市が認定する制度です。

●対象者

効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲のある人なら、性別、年齢、専業、兼業の別を問わずどなたでも認定を受けることができます。

●認定農業者になるには

経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、農林振興課へ提出してください。その内容を農業の担い手像を明確化した「橋本市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」と照らし、適正であると認めた場合に計画の認定を行います。

ただし、無許可で用途を変更された農地や、耕作放棄地などがある場合は認定を受けることはできません。

●支援措置

認定農業者になると、低金利で農業近代化資金の借入れ、農業者年金の保険料補助、一定の要件を満たす経営体には経営所得安定対策交付金、農地のあっせんなど、さまざまな支援措置を受けることができます。



●申し込み・問い合わせ
農林振興課 ☎33-6113